

2021年5月13日

## 東京大学 IBM 東大ラボ

### 量子コンピューティング促進事業 協賛金募集要項

IBM 東大ラボは、日本を量子コンピューティングにおけるリーダーとして推進することを目指すとともに、Japan-IBM Quantum Partnership を日本の産業界、学術機関および研究機関を巻き込んだ提携事業とし、さらに本パートナーシップにより、量子コンピューティングに関する技術を日本国内において独自に集結させ、量子コンピューティングを中心とするエコシステムを構築することで、量子コンピューティングのアルゴリズムおよびアプリケーションに関する戦略的に重要な研究開発活動を振興し、日本における経済的機会を促進することを目指し令和2年6月に東京大学内に設置されました。

この度、IBM 東大ラボは量子コンピューターの社会実装を世界に先駆けて実現するため、当該技術に関わる産学官の協力を促進し、相互の情報交換を密にすることをもって、我が国全体のレベルアップと実現の加速化を図ることを目指しております。

#### 1. 事業の目的

量子コンピューティングを実現する科学技術を日本国内において独自のかたちで集結させ、量子コンピューティングのためのエコシステムを構築することで戦略的に重要な研究開発活動を強化し、日本における経済的機会を促進すると伴に量子コンピューティングのアルゴリズムおよびアプリケーションの研究開発を将来に至る社会課題の解決に向けて、相互に連携・協力することを目的とし促進させ、且つ当該技術の研究成果を広く社会に普及させると共に、その成果を以って広く産業に貢献することを目的として、東京大学 IBM 東大ラボ量子コンピューティング促進事業（以下、「本事業」という。）の趣旨に賛同・参画する法人等（以下、「会員」という。）を以下の通り募集します。

#### 2. 名称

東京大学 IBM 東大ラボ量子コンピューティング促進事業

#### 3. 募集内容

協賛金:一口300万円（年間）とする。（税込み）

原則、1年度分を一括払いとする。ただし、年度途中での参画の場合は月割りにて算出する。なお、大口でご希望される場合は別途協議とする。

#### 4. 募集期間

令和2年8月（予定）～令和7年4月末までにおいて随時受付

#### 5. 活動内容と会員受益

1. 会員は、以下の事業に参加等することができます。

1) 総会への参加

2) セミナー・シンポジウム等の聴講

大学教授等の講演、企業研究者による発表の聴講。

3) 量子関係研究領域の学術指導、共同研究等にかかる助言・ガイダンス

4) 東京大学による広報活動

東京大学は、関係する会員と事前協議の上、量子イノベーションイニシアティブ協議会のホームページや活動を通じて、量子イノベーションイニシアティブ協議会の活動に賛同いただいていることをPRします。

5) 会員による広報活動

会員は、東京大学又は関係する会員と事前協議の上、3に定める協賛金納付日の翌日から退会まで、量子イノベーションイニシアティブ協議会の活動に賛同していることをPRすることができます。

#### 6. 応募資格

本事業の趣旨に賛同する法人又は個人。ただし、次の各号に掲げるものは、応募資格がないものとします。

1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に規定する営業を営むもの及び当該営業に類する事業を行うもの

2) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この号に同じ。）又はその構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む。）若しくは暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者の統制下にあるもの

3) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てをしているもの及び申立てがなされているもの

4) 国税、地方税等を滞納しているもの

5) 賭け事に係る業種に属する事業を行うもの

5) 政治団体

6) 宗教団体

7) 前各号によるもののほか、量子イノベーションイニシアティブ協議会の会員としてふさわしくないと東京大学が認めるもの

## 7. 提出書類

東京大学協賛申込書（別紙様式）及び企業概要

なお、提出にあたって事前に以下の「問合わせ先」までご連絡願います。

## 8. 納入時期

東京大学協賛申込書受領後、東京大学より請求書を送付します。会員は、請求書記載の期日までに指定の銀行口座へ振り込むものとします。

## 9. 協賛の解除

会員が応募資格を欠くことになったとき、または信用失墜行為等に伴い本事業のイメージが損なわれるおそれが生じたときは、東京大学は協賛の解除をできることとします。また会員の事情等により支出の継続が困難となった場合は、1ヶ月以上前に書面で協賛解除を申し出て下さい。なお、お支払いいただいた協賛金は返還いたしません。

## 10. その他

- (1) 当該年度末の時点での残金は東京大学基金に組み入れ、当該事業の目的のために大切に活用させていただきます。
- (2) 本事業目的に賛同し申込みいただいた法人等は、量子イノベーションイニシアティブ協議会の会員となり、東京大学と「量子イノベーションイニシアティブ協議会協定書」を締結し、これを遵守いただきます。

問合わせ先:量子イノベーションイニシアティブ協議会事務局（東京大学産学協創部協創課）

電話: 03-5841-4789（電話対応時間：9:30～12:00、13:00～17:00 土日祝除く）

Email: kyosokenkyu.adm@gs.mail.u-tokyo.ac.jp